

結婚新生活を支援します

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯を対象に、新生活に伴う住宅の取得・家賃や引っ越しに係る費用の一部を助成しています。



- | | |
|--|---|
| <p>■ 対象
次の要件をすべて満たす世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日～平成30年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯 町内に住民票がある世帯 新婚世帯の平成29年分の所得の合計額が340万円未満の世帯（※貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除します。） 市町村民税等に滞納がない世帯 他の制度から家賃補助を受けていない世帯 過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯 <p>■ 対象経費
平成29年1月1日～平成30年3月31日の期間に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の住宅購入費 新規の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料）（※住宅手当や引越手当などの支給がある場合は、手当分については補助対象外） 結婚に伴う引っ越し費用 | <p>■ 助成額 上限24万円</p> <p>■ 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金申請書 戸籍謄本または婚姻証明書 夫婦2人の平成29年分の所得証明書 世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類 住居を取得した場合…売買契約書と領収書等支払金額の分かる書類 住居を賃借した場合…賃貸借契約書と領収書等支払金額の分かる書類 引っ越し費用の場合…引越業者に支払った金額の確認できる書類 住宅手当等支給証明書(対象者のみ) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(対象者のみ) <p>■ 申請期間 3月30日(金)まで
(3月中に申請を予定している方は2月28日(水)までに、ご相談ください。)</p> <p>■ 申請場所 町民福祉課 子育て支援グループ</p> |
|--|---|

確定申告・町道民税の申告について

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付けは、3月15日(木)まで

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。

質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問い合わせください。

確定申告書にマイナンバーの記載と本人確認書類が必要です

申告には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。(控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。)

- 〈本人確認書類の例〉
- 例1 マイナンバーカード
 - 例2 通知カード+運転免許証、保険証など

町道民税の申告も3月15日(木)まで

平成30年度の町道民税の申告期限は、所得税および復興特別所得税の確定申告と同じく、3月15日(木)までです。(確定申告書を提出した場合は、町道民税の申告は必要ありません) 確定申告の必要がない場合でも、寡婦(夫)、障がい等の申告が必要な場合があります。

高校生の通学費等助成

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費等の一部を助成します。



- | | |
|--|--|
| <p>■ 対象
町外の高校（高等専門学校は1～3年生）へ通学または下宿等をしている生徒の保護者の方（町内在住に限る）</p> <p>■ 助成内容
月額5,000円分を子育て支援ポイントとして還元</p> <p>■ 対象期間
平成29年10月～平成30年3月分
(長期休暇1カ月分を除く)</p> | <p>■ 必要書類
発行日から2カ月以内の在学証明書、子育て支援カードまたはあつまるカード、印鑑</p> <p>■ 受付場所
町民福祉課 子育て支援グループ、上厚真支所</p> <p>■ 受付期間
4月27日(金)まで</p> |
|--|--|

もうお済みですか？

子育て支援カードの ポイント移行・金券の発行は 3月末まで！



昨年10月から子育て支援ポイント（医療費・保育料還元・高校生の通学費等助成）は、あつまるスタンプ会発行の「あつまるカード」に付与しています。

子育て支援カードをお持ちの方は、期限までに子育て支援金券への交換または残高ポイントをあつまるカードに移行するようお願いいたします。

子育て支援カードからあつまるカードへのポイント移行

子育て支援金券の発行

3月30日(金)まで

※4月以降は子育て支援カードは使用できませんのでご注意ください。

※1年以上使用されていない(有効期限切れ)カードのポイントについては対象外です。

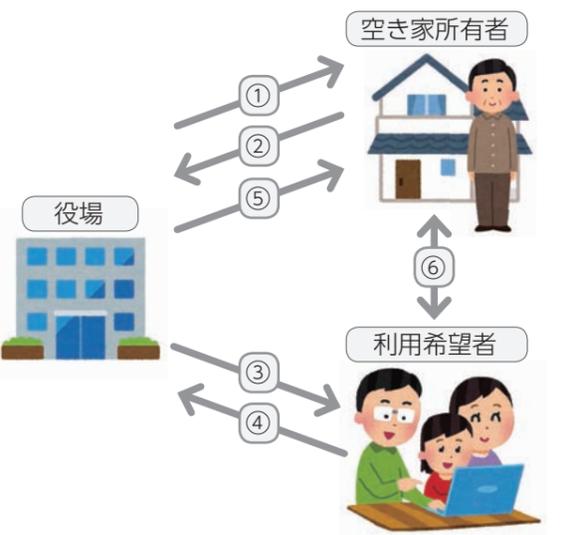
※発行済みの金券は、発行日から1年以内であれば使用できます。

※平成30年3月末までは、子育て支援カードとあつまるカードのいずれかにポイントを付与しています。

空き家バンク制度を活用ください まちづくり推進課 総合戦略グループ ☎ 27-3179

空き家バンク制度とは、空き家を売りたい（貸したい）とお考えの所有者の方に、物件情報を「厚真町空き家バンク」に登録していただき、ホームページなどで物件をお探しの方に紹介する制度です。

- ① 空き家の情報募集（ホームページ、窓口で随時受付）
- ② 空き家所有者から、町へ情報登録（申請書提出）
- ③ 町から、空き家物件情報の提供（ホームページ・窓口）
- ④ 利用希望者は、提供された情報を確認（ホームページ・問い合わせ）
- ⑤ 町は利用希望者の連絡先を空き家所有者へ連絡
- ⑥ 当事者同士で交渉・契約



空き家バンク 利用上の注意

- ・連絡先など、所有者が希望しない情報は、ホームページ上で公開していません。
- ・情報の提供に伴って、所有者と利用希望者やその他第三者との間で何らかの問題が発生した場合は、当事者間で解決していただき、町は一切の責任を負いません。
- ・町は所有者と利用希望者による空き家の売買、賃貸借等の交渉および契約については、一切これに関与しません。
- ・掲載されている情報は、登録をいただいた物件のみで、町内の全ての空き家物件が掲載されているわけではありません。

**空き家リフォームに最大100万円の補助！
 空き家活用事業補助金**

「空き家バンク」に登録された住宅を、定住用の住宅として利用するため必要となる改修等にかかる経費の一部（最大100万円）を助成する制度です。

- 補助金の対象者（補助金を受けることができる人）**
- ① 「厚真町空き家バンク」に賃貸を目的として空き家を登録した方
 - ② 「厚真町空き家バンク」に登録された空き家を賃貸した方または賃貸しようとする方
 - ③ 「厚真町空き家バンク」に登録された空き家を定住の目的で購入した方
- ※補助金の交付は1家屋につき1度のみとなります。
 ※補助金の対象者が暴力団関係者の場合はこの補助金を交付しません。
- 補助対象事業（補助金の対象となる改修工事）**
- ①耐震、断熱のための改修工事
 - ②台所、浴室、便所、洗面所の改修工事（これらの工事に付属する備品購入を含みます。）
 - ③内装、屋根、外壁の改修工事
- ※以上の改修工事に要した経費の1/2以内で100万円を上限に補助します。
 ※補助対象外となる工事がありますので、申請書提出前に事前にご相談ください。
- 補助金交付要件（補助金を受けた方に守っていただく事項）**
- ①賃貸するため改修工事を行った場合は、10年以上賃貸住宅として使用すること。
 - ②空き家を購入して改修工事を行った場合は、10年以上自己の居住用として使用すること。
- ※以上の要件が守られなかった場合には、補助金返還をしていただくことがあります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
 同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。



- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、町民福祉課町民生活グループにお申し出ください

医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者へ送付します。発送日は、3月下旬と9月下旬の年2回です。

医療費通知のイメージ

受診年月	診察を受けた医療機関等	診察区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	18,000

※確定申告（医療費控除）の際の証明としては使用できません。
 ※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。